

## 「職業実践専門課程」を有する専修学校に対する支援に関する 意見書

専修学校は、昭和51年の制度創設以来、今日まで実践的な職業教育や専門的な技術教育を行う職業教育機関の中核として、経済各分野において時代が求める即戦力となる人材を育成・輩出し、地域社会の振興に寄与しているが、文部科学省においては、平成25年度から専修学校の専門課程における先導的な試行として、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する仕組みが設けられ、この職業実践専門課程を有する専修学校は、全国で1,070校（全学校数の38.5%）、3,149学科（全学科数の42.3%）、京都府においては22校、64学科が認定を受けている。

以上のように、職業実践専門課程を有する専修学校が増加している状況にあるが、認定以外の支援策として、これまで国による財政的な支援はなく、都道府県が職業実践専門課程を有する専修学校に対して補助金等による財政支援を行っているものの、支援を実施しているのは20都府県にとどまっている状況となっている。

地域の企業等と連携して実践的な職業教育に取り組んでいる専修学校は、地域人材の育成に貢献しているところであり、当該専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、国の全面的な財政支援が求められている。

については、国におかれては、職業実践専門課程を有する専修学校の職業教育の重要性を鑑み、専修学校に財政支援を実施する地方公共団体に対する地方財政措置を創設するなど、早急に十分な財政支援措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官